

神山町農業委員会

議 事 録

平成29年3月27日開催

# 神山町農業委員会議事録

平成29年3月27日神山町農業委員会を  
神山町役場すだち（201）において開催

・出席委員は次のとおり（17人）

1番 佐々木 善兼	2番 田中 久博	3番 竹本 公三
4番 上杉 茂市	5番 相原 利章	6番 中西 隆子
7番 新居 榮二	8番 森 昌槻	9番 森本 孝夫
10番 阿部 銀一郎	11番 原田 正信	12番 河野 博行
13番 森 三千子	14番 渡邊 弘幸	15番 岡本 幸子
17番 田中 一重	18番 粟飯原充志	

・欠席委員 16番 上田 一夫

・本会議に出席した職員は次のとおり

事務局長 相原 英夫 次長 滝上 博文 業務員 藤井 康弘

## 1. 開会

### 局長

「定刻が参りましたので、農業委員会を開会していただきたいと思います。本日は、16番上田委員さんより欠席の連絡がありましたので報告させていただきます。18名中17名の方に参加いただいておりますので総会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、粟飯原会長より挨拶を申し上げます。」

（粟飯原会長挨拶）

局長「ありがとうございました。続きまして、後藤町長に挨拶をいただきたいと思っております。」

（後藤町長挨拶）

局長「ありがとうございました。町長は公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。」

（町長退席）

局長「ここからは神山町農業委員会会議規則第5条により、粟飯原会長に議長を務めて頂き、以降の議事進行をお願いいたします。」

## 2. 開会宣言

### 会長

「それではただいまから、神山町農業委員会を開会いたします。」  
(午後2時13分)

### 3. 議事日程報告

議長

「それでは本日の議事日程を報告いたします。本日の会議の議事日程はお配りしてある議事日程表のとおりでございます。」

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第5号 非農地証明願について
- 日程第3 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第9号 耕作放棄地に係る非農地判断について
- 日程第7 議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第8 その他について

議長

「それでは只今より議事に入らせていただきます。」

### 4. 議事録署名者指名

議長

「神山町農業委員会会議規則第18条により議事録署名者を指名いたします。3番竹本委員さん、4番上杉委員さんをお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の滝上次長を指名いたします。」

### 5. 議案第5号について

議長

「議案第5号非農地証明願いについてを議題とします。それでは、事務局に議案の朗読をお願いいたします。」

局長

「議案書の3ページをご覧ください。」

(議案朗読)

議長

「それでは、事務局より受付番号3番について説明をお願いいたします。」

局長

「説明をいたします。本件の申請者●●●●さんの農地が山林となっている5筆に

ついて、地目変更の相談があり、非農地証明願いで申請で地目変更が出来ることを指導しての申請でございます。

5ページから9ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、10ページに位置図、11ページから14ページに公図を添付しております。申請地は●●字●●で●●さんの旧屋敷の東側に3筆と西側に2筆でございます。

15ページに21番1と21番3が筆界未定となっていることから、申出書と16ページに旧の公図を添付しています。21番台は全て●●さんの所有地で杉が生育しているため問題ないと考えられます。

17ページから20ページは現況写真と樹齢40年以上の切株の写真を添付しており、既に山林化し非農地化していることが確認できます。21ページには始末書を添付しています。受付番号3番の説明は以上です。」

### 議長

「ただいまの説明に関連して、担当委員の4番上杉委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

### 上杉委員

「今月の16日過ぎに事務局の方と●●●●さんと現地調査をいたしました。前の●●さんの古屋敷の横なんです。畑の分は。周囲には大きな木が生えていて耕作はできないような状態でございます。

田の分でございますが●●の在所の真裏で、周囲は、ほとんど山林でございますので、よろしくをお願いいたします。」

### 議長

「ありがとうございました。続いて受付番号4番について事務局から説明をお願いいたします。」

### 局長

「それでは、説明をいたします。本件は申請者の●●●●さんから、既に山林となっている農地があるため相談があり、地目変更するよう指導し、農振除外を経て今回の非農地証明願での申請となりました。

22ページから24ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、25ページに位置図、26ページに公図を添付しております。●●●番●と●●●番●は筆界未定となっておりますが、●●●番●は●●さんの所有地で地目が山林で、周辺全てが山林となっているため問題ないと考えられます。申請地は●●●●の在所から南に約1kmの所に位置しています。

27ページは現況写真を添付しており、既に山林化していることが確認できます。

28ページと29ページには非農地化を裏付ける資料として昭和60年1月21日以前に撮影された航空写真を添付しております。当時申請地が既に山林となっていることがわかりますので、申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。

30ページには始末書を添付しています。受付番号4番の説明は以上です。」

### 議長

「ただいまの説明に関連して、担当委員の8番森昌槻委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

### 森（昌）委員

「先日、事務局の滝上さんと委員長さんと3人でこれも現地を確認に行って参りました。現地は●●●集落より1kmほど奥へいった川口の山の中です。周囲は、全部山でありましてその付近は申請者●●●●さんのおやじさんが植えたもので、およそ50年前くらいに植えられたらと思います。周囲にも全然影響ありませんし、始末書も付いておりますので全然問題はないと思います。よろしく願いします。」

### 議長

「ありがとうございました。続いて受付番号5番について事務局から説明をお願いいたします。」

### 局長

「説明をいたします。本件は申請者の●●●さんから、既に山林となっている農地があるため相談があり、地目変更するよう指導し、今回の非農地証明願での申請となりました。

31ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、32ページに位置図、33ページに公図を添付しております。鍋岩の●●●●さん宅の北東側約50mの所に位置しています。

34ページは現況写真と35ページにその写真の撮影方向の図面を添付しており、既に山林化していることが確認できます。

36ページと37ページには非農地化を裏付ける資料として昭和60年1月21日以前に撮影された航空写真を添付しております。当時申請地が既に山林となっていることがわかりますので、申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。

38ページには始末書を添付しています。受付番号5番の説明は以上です。」

### 議長

「ただいまの説明に関連して、担当委員の4番上杉委員さんから、現地調査の結果

ならびに補足説明をお願いいたします。」

### 上杉委員

「報告いたします。場所は鍋岩のちょっと下なのですが、上に●●●●さんの家があって、その間に水路があります。この右側はほとんど杉生えとなっています。付近に迷惑をかけることは無いと思いますのでよろしく申し上げます。」

議長 「ありがとうございました。ただいま議案第5号について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

### 議長

「質疑ありませんので、議案第5号は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

### 議長

「異議がないので、議案第5号非農地証明願いによる許可申請について受付番号3番、4番、5番は原案のとおり決しました。」

## 6. 議案第6号について

### 議長

「議案第6号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に議案の朗読をお願いいたします。」

### 局長

「議案書の39ページをご覧ください。」

(議案朗読)

### 議長

「それでは、事務局より受付番号1番について説明をお願いいたします。」

### 局長

「説明をいたします。本件の譲渡人の●●●●さんから譲受人の●●●●さんが利用権設定で耕作していた田を1筆、購入する案件です。

40ページ・41ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、42ページに位置図、43ページに公図を添付しております。申請地は●●●字●●●で●●●公民館の南西側約50mの所に位置しています。44ページは現況写真を添付しております。

45ページをご覧ください。譲受人●●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は●●人で、●●人で農作業に従事しています。経営面積は、田●●●, ●●●m<sup>2</sup>、畑●●, ●●●m<sup>2</sup>で、合計●●●, ●●●m<sup>2</sup>で

す。営農計画概要等についてですが、主に、水稻、玄米約●●●kgを栽培し、自家消費分を除いた全量を販売しています。取得した農地ではハウス水稻の育苗、自家用野菜を栽培します。以下の項目については記載のとおりでございます。

46ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明します。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、自作地は、田●●●㎡、畑●●●㎡、樹園地●，●●●㎡です。借入地では、田●●，●●●㎡、畑●●●㎡、樹園地●●●㎡です。

47ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は水稻、野菜、すだちを記載の面積のとおり栽培する予定です。農機具の所有状況は、トラクター●台、耕耘機●台、田植え機●台、コンバイン●台、バインダー●台、脱穀機●台、乾燥機●台、トラック●台です。住所地から申請地までの通作時間は●●分で通作距離は●．●kmです。

48ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は本人●●●日、妻●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数250日を満たしておりますので問題はないと思われまゝ。続いて、48ページ中段の下限面積要件についてですが、現在耕作している自作地は●●，●●●㎡で、今回本件で取得する●●●㎡を併せて●●，●●●㎡で神山町の下限面積1,000㎡を満たしています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

49ページには譲受人の●●さんの住民票を添付しております。

受付番号1番の説明は以上です。」

## 議長

「ただいまの説明に関連して、担当委員の12番河野委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

## 河野委員

「報告させてもらいます。3月15日事務局神山町の方と現地確認へ行ってきました。●●●公民館から●●mほど離れた場所にあります。経営状況につきましても、●●さんというのはいかたがたのもので、だいたい●●●●とか借りて耕作して頂いています。確認もして参りましたが、全地域で耕作をりっぱにやってきました。問題ないかとおもわれますので、よろしくをお願いいたします。」

## 議長

「ありがとうございました。ただいま議案第6号について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

## 議長

「質疑ありませんので、議案第6号については原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

**議長**

「異議がないので、議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について受付番号1番は原案のとおり決しました。」

## 7. 議案第7号について

**議長**

「議案第7号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に議案の朗読をお願いいたします。」

**局長**

「議案書の50ページをご覧ください。」

(議案朗読)

**議長**

「それでは、事務局より受付番号2番について説明をお願いいたします。」

**局長**

「説明をいたします。本件の申請者の●●●●さんの宅地への進入路の地目が田のため、雑種地に地目変更する案件です。

51ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、52ページに位置図、53ページに公図を添付しております。申請地は●●字●●●の●●さん宅に隣接しています。

54ページは現況写真を添付しております。申請地は既に進入路として利用されていることが確認できます。

55ページをご覧ください。●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。1の申請地の所在等については先に説明したとおりです。2の申請地を選んだ理由は、新築した居宅への進入路として利用していた土地では狭かったためです。3の転用計画の概要についてですが、申請地にクラッシャーランを敷き詰め進入路として利用します。4、5については特にありません。

56ページは土地利用図を添付しています。

57ページは既に進入路として利用しているため、始末書を添付しています。受付番号2番の説明は以上です。

**議長**

「ありがとうございました。続きまして、事務局より受付番号2番について説明をお願いいたします。」

**局長**

「説明をいたします。本件の申請者の●●●●さんの宅地への進入路の地目が田のため、雑種地に地目変更する案件です。

51ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、52ページに位置図、53ページに公図を添付しております。申請地は●●字●●●の●●さん宅に隣接しています。

54ページは現況写真を添付しております。申請地は既に進入路として利用されていることが確認できます。

55ページをご覧ください。●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。1の申請地の所在等については先に説明したとおりです。2の申請地を選んだ理由は、新築した居宅への進入路として利用していた土地では狭かったためです。3の転用計画の概要についてですが、申請地にクラッシャーランを敷き詰め進入路として利用します。4, 5については特にありません。

56ページは土地利用図を添付しています。

57ページは既に進入路として利用しているため、始末書を添付しています。受付番号2番の説明は以上です。

### 議長

「ただいまの説明に関連して、担当委員の3番竹本委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

### 竹本委員

「3月16日相原課長さん滝上さん私の3人で現地調査いたしました。●●さんも立ち会っていただきました。場所は●●●●の前に位置します。家の進入路として少し狭かったので7番の1その土地も進入路として転用していたとのことでございます。また境界線には水路等のあとが残っており、周囲の農地には、被害を及ぼす恐れは無いということです。どうかよろしくご指南のほどお願いします。」

### 議長

「ありがとうございました。ただいま議案第7号について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

### 議長

「質疑ありませんので、議案第7号は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

### 議長

「異議がないので、議案第7号農地法第4条の規定による許可申請について受付番号2番は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付いたします。」

## 8. 議案第8号について

### 議長

「議案第8号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に議案の朗読をお願いいたします。」

### 局長

「議案書の58ページをご覧ください。」（議案内容を朗読）」

**議長**

「それでは、事務局より受付番号3番について説明をお願いいたします。」

**局長**

「説明をいたします。本件は譲渡人●●●●さん、譲受人●●●●●●●●●●で、集合住宅を建設するものです。

59ページから63ページをご覧ください。申請地と併せて利用する土地の謄本を添付しております。所有者等特に問題はありません。

64ページには位置図、65ページに公図を添付しています。申請地は●●字●●●の寄宿舍跡地に隣接しています。

66ページに現況写真を添付しております。申請地は現在は畑として管理されています。

67ページに事業計画書を添付しております。1の申請地の所在等については先に説明したとおりです。2の申請地を選んだ理由は、平成27年度に策定した「まちを将来世代につなぐプロジェクト」における住まいづくりにて、寄宿舍跡地を集合住宅として開発するため、隣接している申請地も併せて利用するものです。3の転用計画の概要についてですが、取水は神山町簡易水道、排水の生活排水は浄化槽、水質浄化池を通じて河川へ放流します。また、隣接には被害を及ぼす農地はありません。4と5については特にありません。

68ページに事業計画が3年事業のため、事業年度毎の予算額の概算書を添付しています。

69ページから98ページは、造成工事図や建物の立面図、平面図等の設計図を添付しています。

99ページは資金確認資料として、町予算の議決の写しを添付しております。必要資金が確保されており問題は無いと思われまます。受付番号3番の説明は以上です。

**議長**「ただいまの説明に関連して、担当委員の8番森昌槻委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

**森（昌）委員**

「3月16日事務局の方々と役場の北山君と4名で現地調査を確認いたしました。ただ今の事務局の説明のとおりでありまして、何ら問題はないと思ひます。」

**議長**

「ありがとうございました。ただいま議案第8号について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長

「質疑ありませんので、議案第8号は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第8号農地法第5条の規定による許可申請についての受付番号3番は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付いたします。」

## 9. 議案第9号について

議長

「議案第9号耕作放棄地に係る非農地判断についてを議題とします。それでは、事務局に議案の朗読、説明をお願いいたします。」

局長

「議案書100ページをご覧ください。」

(議案朗読)

説明をいたします。耕作放棄地に係る農地が、農地法第2条第1項に該当するかどうかの判断については、昨年度に引き続きまして行うものでございます。

今回は、●●字●●と●●字●●を行うもので、ここも何年も以前より集落が無くなっている所で、全て山林となっているものでございます。

101ページに今回非農地判断をする箇所の筆数と面積を添付しています。

●●字●● 32筆 13,010㎡

●●字●● 28筆 15,749㎡

の合計 60筆 28,759㎡です。

102ページ・103ページには字きりの航空写真を添付しています。104ページからは107ページまでは、字ごとの一覧表と大まかなところの位置図の航空写真を添付しています。以上でございます。

議長

「ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、●●字●●(●●●)については担当委員の5番相原委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

## 相原委員

「 それでは今月 15 日事務局 2 名と●●の委員が森本委員と阿部委員、私の 3 名で現地調査いたしましたところ、30 年か 40 年くらい前から全体がもう山林になってまして、何にも作ることができません。周囲も反対側は、●●●、●●にかかっている場所であります。周囲も全体に何もございませんのでよろしくお願いいたします。」

## 議長

「ありがとうございました。続きまして●●字●●については担当委員の 14 番渡邊委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

## 渡邊委員

「 3 月 6 日課長と滝上さんと上田さんと 4 人で現地調査を行いました。初めてみたところでどんどころかわからない場所でした。30 年か 40 年全体が杉林となっています。終わります。よろしくお願いいたします。」

## 議長

「ただいま議案第 9 号耕作放棄地に係る非農地判断について説明をいただきました。議案第 9 号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑がないようでありますので、議案第 9 号耕作放棄地に係る非農地判断については、原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

## 議長

「異議がないので議案第 9 号耕作放棄地に係る非農地判断については、原案どおり決定いたします。」

## 10. 議案第 10 号について

## 議長

「議案第 10 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集

積計画の決定についてを議題とします。それでは、事務局に議案の朗読、説明をお願いいたします。」

## 局長

「議案書 108 ページをご覧ください。（議案内容を朗読）

議案書の 109 ページ、110 ページをご覧ください。

（内容について朗読）

新規案件についてのみ、補足説明をさせていただきます。

番号 47 について説明をいたします。借人の●●●●さんの世帯の世帯員は●名で●名が農業に従事しています。年間の農業従事日数は●●●日です。農機具の所有状況は耕運機●台、草刈り機●台です。

番号 48 について説明をいたします。借人の●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名が農業に従事しています。年間の農業従事日数は●●●日です。農機具の所有状況はトラクター●台、草刈り機●台、動噴●台です。

番号 49 について説明をいたします。借人の●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名が農業に従事しています。年間の農業従事日数は●●●日です。農機具の所有状況はトラクター●台、軽四トラック●台、刈払い機●台です。

番号 50 番について説明をいたします。借人の●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名が農業に従事しています。年間の農業従事日数は●●●日です。農機具の所有状況はトラクター●台、コンバイン●台、田植機●台、クレーン車●台、フォークリフト●台です。

番号 51 番から 54 番については借り人が同じですので併せて説明をいたします。借人の●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●の構成員は●●名で●名が農業に従事しています。年間の農業従事日数は●●●日です。農機具の所有状況はトラクター●台、コンバイン●台、田植機●台、管理機●台です。

番号 55 番について説明をいたします。借人の●●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名が農業に従事しています。年間の農業従事日数は●●●日です。農機具の所有状況は動噴●台、刈払い機●台、運搬機●台、管理機●台です。

## 議長

「ただいま議案第 10 号について説明をいただきました。ご質疑ありませんか。」

（質疑なしの声）

## 議長

「質疑がないようでありますので、議案第 10 号は原案どおり決するに異議ありま

せんか。」

(異議なしの声)

**議長**

「異議がないので議案第10号の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

## 9. その他について

**議長**

「以上をもちまして、本日の議題を全部終了いたしましたので閉会いたします。」

(閉会時刻 午後 3時00分)

この議事録は、事務局長をして調整せしめたもので、会議の内容に相違なきことを証するため署名する。

神山町農業委員会

会 長

3 番委員

4 番委員